

改正案	四月二十七日のパブコメにおける改正案
<p>第二目 地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例</p> <p>(中波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例) 第一百六条 第二百五条第二項、<u>第一百十一条及び第一百五條の規定は、中波放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。</u> 2 第一百五條第二項及び第一百五條の規定は、中波放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。 3 第一百七條第三項及び第一百五條の規定は、中波放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。 4 第一百四條、<u>第一百七條、第一百一條、第一百二條第二項及び第一百五條の規定は、中波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。</u> (テレビジョン放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例) 第一百二十條 第二百五條第二項、<u>第一百二條及び第一百五條の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられる番組送出設備について適用しない。</u> 2 第二百五條第二項及び第一百五條の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられる親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備について適用しない。 3 第一百七條第三項及び第一百五條の規定は、地上基幹放送のうち、</p>	<p>第二目 地上基幹放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例</p> <p>(中波放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例) 第一百六條 (同上) 2 (同上) 3 (同上) 4 第一百四條、<u>第一百七條から第九條まで、第一百一條、第一百二條第二項及び第一百五條の規定は、中波放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。</u> (テレビジョン放送に係る電気通信設備についての規定の適用の特例) 第一百二十條 (同上) 2 (同上) 3 第一百七條第三項及び第一百五條の規定は、地上基幹放送のうち、</p>

テレビジョン放送の業務に用いられるプラン局（テレビジョン放送の業務に用いられるプラン局へ放送波により中継する中継局又はテレビジョン放送の業務に用いられる複数のその他の中継局へ放送波により中継する中継局のうち当該複数のその他の中継局の放送区域の全体が同一の放送対象地域におけるプラン局の平均的な放送区域と同等となるもの（以下「みなしプラン局」という。）を含む。以下この項において同じ。）への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4 第四百四条、第四百七条、第四百八条、第四百十一条、第四百十二条第二項及び第四百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局（みなしプラン局を除く。以下この項において同じ。）への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

5 前各項の規定にかかわらず、第四百四条から第四百十五条までの規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）の業務に用いられる放送設備について適用しない。

（準用規定）

第四百五十四条 第四百五条から第四百七条まで、第四百九条、第四百十一条、第四百十二条及び第四百十四条の規定は、有線放送設備について準用する。この場合において、第四百七条第三項中「前二項の耐震措置は、」とあるのは「前二項の耐震措置は、ヘッドエンドについては」と、第四百九条第一項中「その他これに準ずる措置」とあるのは「その他これに準ずる措置（ヘッドエンドにあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）」と、第四百十二条中「空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらをサポートし又は設置する」とあるのは「電線（その中継器を含む。）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらをサポートし又は保蔵する」と、「次条」とあるのは「第四百五十三条」と読み替えるも

テレビジョン放送の業務に用いられるプラン局への送信に係る中継回線設備及びプラン局に係る放送局の送信設備について適用しない。

4 第四百四条、第四百七条から第四百九条まで、第四百十一条、第四百十二条第二項及び第四百十五条の規定は、地上基幹放送のうち、テレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備について適用しない。

5 （同上）

（準用規定）

第四百五十四条 第四百五条から第四百七条、第四百九条第一項、第四百十一条、第四百十二条及び第四百十四条の規定は、この目の技術基準について準用する。この場合において、第四百五条中「番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下この款において「放送設備」という。）」及び第四百六条、第四百七条、第四百九条第一項、第四百十一条及び百十四条中「放送設備」とあるのは「有線放送設備」と、第四百七条第三項中「番組送出設備、親局への送信に係る中継回線設備及び親局に係る放送局の送信設備」とあるのは「ヘッドエンド」と、第四百九条第一項中「その他これに準ずる措置」とあるのは「その他これに準ずる措置（ヘッドエンドにあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ず

のとする。

附則

この省令による改正後の第九十九条の規定は、この省令の施行の際現に放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号以下「改正法」という。）附則第九条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者（以下「みなし免許人」という。）の電気通信設備のうち、中波放送又はテレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備については、平成二十五年十月三十一日までの間（みなし免許人が、同日までの間にその他の中継局に係る放送局の再免許の交付を受ける場合において、中波放送又はテレビジョン放送の業務に用いられるその他の中継局への送信に係る中継回線設備及びその他の中継局に係る放送局の送信設備を、同日以降に第九十九条に規定する基準に適合させる計画を提出したときは、当該日までの間）は、適用しない。

この省令による改正後の第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第二項、第一百八条、第一百十一条並びに第一百十二条第二項の規定は、みなし免許人の電気通信設備のうち、みなしプラン局への送信に係る中継回線設備及びみなしプラン局に係る放送局の送信設備については、平成二十五年十月三十一日までの間（みなし免許人が、同日までの間に当該みなしプラン局に係る放送局の再免許の交付を受ける場合において、みなしプラン局への送信に係る中継回線設備及びみなしプラン局

る措置」と、第一百十二条中「空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置」とあるのは「電線（その中継器を含む。）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵」と、「次条」とあるのは「第一百五十三条」と読み替えるものとする。

附則

【新規】

【新規】

ラン局に係る放送局の送信設備を、同日以降に第四百四条、第一百七
第一項及び第二項、第八八条、第一百一一条並びに第一百十二条第二
項に規定する基準に適合させる計画を提出したときは、当該日までの
間）は、適用しない。

この省令による改正後の第五百一一条第一項から第三項まで、第
百五十三条第一号及び第二号、第五百五十四条において準用する第百
六条、第一百七条第三項並びに第九九条の規定は、この省令の施行の
際現に改正法附則第二条の規定による廃止前の有線テレビジョン放
送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第三項の有線テレビジ
ョン放送施設者が設置する同条第二項の有線テレビジョン放送施設
及び改正法附則第二条の規定による廃止前の電気通信役務利用放
法（平成十三年法律第八十五号）第二条第三項の電気通信役務利用
放送事業者が権原に基づいて利用するこの省令による廃止前の電気
通信役務利用放送法施行規則（平成十四年総務省令第五号）第二条
第四号の有線役務利用放送設備については、この省令の施行の日か
ら起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

この省令による改正後の放送法施行規則第五百一一条第一項から
第三項、第五百五十三条第一号及び第二号、第五百五十四条において準
用する第六六条、第一百七条第三項及び第九九条第一項の規定は、こ
の省令の施行の際現に放送法等の一部を改正する法律（平成二十二
年法律第六十五号。以下「改正法」という。）附則第二条の規定に
よる廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四
号）第二条第三項の有線テレビジョン放送施設者が設置する同条第
二項の有線テレビジョン放送施設及び改正法附則第二条の規定によ
る廃止前の電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）
第二条第三項の電気通信役務利用放送事業者が権原に基づいて利用
するこの省令による廃止前の電気通信役務利用放送法施行規則（平
成十四年総務省令第五号）第二条第四号の有線役務利用放送設備に
ついては、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日まで
の間は、適用しない。